

## 連結財務諸表における利益分配機能

小栗 崇資

### 1. はじめに

連結財務諸表は、現代の経済構造の主要な経済主体である結合企業あるいは企業集団の実態を開示する手段として今日、大きな役割を果たしている。連結財務諸表は、結合企業を構成する個々の企業の法人格の法的形式を越えて、結合企業をその経済的実質にもとづき一つの経済的実体としてとらえようとするものである。特に、制度化に際して要請されたように、個々の企業の法的形式の差異を利用して行われる支配・従属会社間の利益操作や粉飾決算を排除するところに連結財務諸表の重要な目的がある。

しかし、連結財務諸表が開示手段として位置づけられるかぎり、そうした利益操作の排除は提供される情報の中で示されるだけで、実際の利益配分において果たされるわけではない。もし、利益操作の排除を実際の利益配分にまで及ぼそうとすれば、連結財務諸表を開示手段としてだけでなく利益配分の計算手段としても用いなければならない。連結財務諸表を配当可能利益の計算手段とすることによって初めて、見せかけの利益配当を防止し、利益操作や粉飾決算を排除することが可能となるのである。

もちろん個々の企業の個別計算書に置かれていた利益配分機能を連結計算書に移譲するのは簡単なことではない。証券市場に投資情報を提供する情報開示機能と企業における抜き差しならない当事者間の利害を裁定する利益配分機能とはおよそ異なったレベルの機能であるからである。法的な性格を帯びた利益配分機能を経済的実質に立脚することによって成立している連結計算書に付加することの適否の検討をはじめとして、多くの解明すべき問題がここには存在している。しかし、連結会計の役割がますます重要となる今後を展望した場合、連結財務諸表が利益配分機能を担うのか否か、担うるとすればどのような要件と構造が要請されるかは回避しえない重要な検討課題である<sup>①</sup>。

本稿は、連結財務諸表を配当可能利益の計算手段として利用することが有効であると仮定する観点から、連結利益の配当可能性について考察するものである。以下では連結利益の配当可能性をめぐるアメリカの経験を手がかりに歴史的、論理的に検討を進めたい。

### 2. 連結会計生成期の連結利益配当可能性

連結利益の配当可能性をめぐる歴史研究は今なお充分ではないが、しかし連結会計の特質を考

える上では非常に重要な問題である。特にアメリカにおける連結会計の生成・発達史が示唆する内容は、連結会計の本質理解にも関わる論点を含んでいる。私見によれば、アメリカにおいては当初から一部の会社で連結利益は配当可能利益として存在していたと考えられる。

筆者は通説とは異なり、すでに1880年代にアメリカ鉄道業において連結会計が萌芽的・過渡的形態を伴いながら生成したことを別稿で論証した<sup>(2)</sup>。そこでのアメリカ連結会計の生成要因と特質は次のような点に要約される。

(1) アメリカでは持株会社が特別立法によって公益会社（鉄道会社）にのみ許可された。というのは、連邦レベルでは会社法が存在せず、州ごとの異なる会社法と大陸横断にまでいたる州際的な鉄道の営業の必要性との矛盾を解決するのは、持株会社形態をほかになかったからである。この特殊アメリカ的な事情のもとに形成された持株会社においては、形態が持株会社であっても実質は単一会社として認識された。そうした独自の状況が連結会計生成の要因となった。

(2) またさらに鉄道会社においては、親子会社の経営（運輸サービス）は当初から一体的なものであった。親子会社はいくつかの州にまたがりレールで連結され、列車運行は親子会社の区別なく一体的に管理された。したがって経営管理のためにも連結会計は必要とされた。

(3) 当時の鉄道会社の経営基盤は脆弱であり、多くの会社は急激に成長しつつあった資本市場で多様な社債発行を展開した。その中で流行した統合社債（consolidated bond）や証券担保社債（collateral trust bond）は子会社の資産や子会社株式を担保にした独特の社債であったが、そうした社債発行を可能にするためには担保としての子会社の資産を表示しうる連結会計が有効であった。また当時の鉄道会社では「水割り」財務が横行しており、そうした「水割り」を隠蔽するためにも安定性を示すための子会社資産表示を可能にする連結会計が求められた。

(4) 鉄道会社の独占形成に対して、当時激しい社会的批判がなされたが、その批判を回避するための財務公開の一環として、様々な企業集団開示の手段の中から連結会計が利用された。

(5) こうした要因によって生成した連結財務諸表は、全株式所有子会社のみを連結範囲として、当初から親会社個別財務諸表なしの連結単独で表示された。生成時から連結中心の報告構造であったといえる。法的実体は州ごとに異なっているが、実態は単一会社であったことがこうした特質を生じたと考えられる。すなわち連結財務諸表は、親会社個別財務諸表の代替物であった。

こうした特質を持つ連結財務諸表における連結利益は、配当可能利益として当初から機能していたと考えられる。多くの株主あての営業報告書で連結利益処分の形で配当の計算がなされているからである。百パーセント所有子会社の連結で連結財務諸表のみの表示という点も、連結利益の配当可能性を裏付けるものである。筆者の調査によれば、すでに1880年5月31日のシカゴ・アンド・ノースウェスタン鉄道会社の連結損益計算書において、利益処分計算として連結利益からの配当金算定がなされていることが確認されている。また、1900年以前の他の連結会計導入鉄道会社12社においても連結利益から配当金が処分されており、すでに連結会計成立の当初から連結利益が配当可能利益として機能していたことが明らかとなっている<sup>(3)</sup>。

こうしてアメリカ鉄道業において生成した連結会計は、1889年ニュージャージー州会社法における一般会社の持株許可を契機に、モルガン等の投資銀行やそれと結び付いたプライスウォーターハウス等の会計事務所を経由して、一般会社に広がっていくことになる。特に1901年のUSスチール社の連結報告を起点に、第1次企業結合運動の中で急速に連結会計は普及していく<sup>4)</sup>。

その際、連結利益の配当可能性はどうであったかが大きな問題となる。これまでの研究では指摘されていないが、当時の初期の連結報告会社では鉄道会社と同様に連結利益にもとづいて配当可能利益が算定されていることに注目しなければならない。例えば、一般会社における連結報告のモデルを作ったとされるUSスチール社の連結計算書でも、連結利益処分の形態で配当利益が算定されているのである。

表1と表2はUSスチール社の第1期(1902年度)の営業報告書に表示された連結損益計算書と連結利益処分計算書である。USスチール社の営業報告書では前半部分に株主あての経営状況についての説明がなされ、後半部分に財務諸表や様々な経営データが掲載されているが、第1期の営業報告書では連結利益処分計算書は経営状況についての説明の最初のページ(5ページ)に、連結損益計算書は後半の25ページに表示されている(第2期以降、連結利益処分計算書は後半の財務諸表の中にも表示されるようになる)。表2を今日でいう連結剰余金計算書ではなく連結利益処分計算書と名付けたのは、それが個別財務諸表の利益金処分計算書に当たるものと考えられるからである。というのは、この表が株主への経営状況の説明の冒頭に置かれ、株主にとって最大の関心事である配当金額についての算定プロセスが連結損益計算書から引き継がれた当期純利益から出発して明瞭に示されているからである。すなわち、ここでは連結利益からストレートに配当が算定されているのである。

表に即して、計算プロセスを検討してみよう。表1の連結損益計算書では、まず売上高(Gross Receipts) 560,510,479.39ドルが表示され、そこから売上原価(Manufacturing and Operating Expenses)の類が控除されて売上総利益152,230,631.74ドルが示されている。次に営業外収益に該当する科目(Other Income)と販管費に該当する科目(General Expenses)がプラスマイナスされ、さらに営業外費用に該当する科目(Interest Charges, etc.)が控除されて、当期純利益(Net Earning) 133,308,763.72ドルが計上されている。

次に、表2の連結利益処分計算書では、その当期純利益が冒頭に表示され、そこから利益処分の計算が行われているのである。まず、子会社社債の減債基金、減価償却・除却基金、特別取替基金、特別減価償却・改良基金などの目的別の基金積立額(Appropriations for the following purposes)が控除され、次にUSスチール社の社債利息と社債減債基金が差し引かれ、残高(Balance) 90,306,524.25ドルが計算されている。そしてそこからUSスチール社の優先株、普通株の配当金(Dividends) 56,052,867.50ドルが控除されているのである。

こうした計算プロセスは、表2が連結利益の処分計算書であり、そこでは配当計算が行われていることを明確に示している。すなわち、USスチール社においては連結利益は配当可能利益として処理されているのである。

表1 US スチール連結損益計算書

GENERAL PROFIT AND LOSS ACCOUNT  
Year Ending December 31, 1902.

GROSS RECEIPTS.	
Gross Sales and Earnings .....	\$560,510,479.39
MANUFACTURING AND OPERATING EXPENSES.	
Manufacturing and Producing Cost and Operating Expenses. ....	411,408,818.36
Balance .....	\$149,101,661.03
Miscellaneous Manufacturing and Operating Gains and Losses	
(Net) .....	\$2,654,189.22
Rentals received .....	474,781.49
	<u>3,128,970.71</u>
Total Net Manufacturing, Producing and Operating Income .....	\$152,230,631.74
OTHER INCOME.	
Proportion of Net Profits of properties owned but whose oper-	
ations (gross revenue, cost of product, expenses, etc.) are not	
included in this statement .....	\$1,972,316.45
Interest and Dividends on Investments and on Deposits, etc.	
.....	<u>3,454,135.50</u>
	<u>5,426,451.95</u>
Total Income .....	\$157,657,083.69
GENERAL EXPENSES.	
Administrative, Selling and General Expenses (not including	
General Expenses of Transportation Companies) .....	\$13,202,398.89
Taxes .....	2,391,465.74
Commercial Discounts and Interest .....	<u>1,908,027.90</u>
	<u>17,501,892.53</u>
Balance of Income .....	\$140,155,191.16
INTEREST CHARGES, ETC.	
Interest on Bonds and Mortgages of the Subsidiary Companies	
.....	\$3,879,439.91
Interest on Bills Payable and Purchase Money Obligations of	
Subsidiary Companies and Miscellaneous Interest .....	2,234,144.43
Rentals paid .....	<u>732,843.10</u>
	<u>6,846,427.44</u>
Net Earnings for the Year, see page 5 .....	\$133,308,763.72

表2 US スチール連結利益処分計算書

INCOME ACCOUNT FOR THE YEAR.

The total net earnings of all properties after deducting expenditures for ordinary repairs and maintenance (approximately \$21,000,00), also interest on Bonds and fixed charges of the subsidiary companies, amounted to .....		\$133,308,763.72
Less, Appropriations for the following purposes, viz.:		
Sinking Funds on Bonds of Subsidiary Companies .....	\$624,064.43	
Depreciaton and Extinguishment Funds (regular provisions for the year) .....	4,834,710.28	
Extraordinary Replacement Funds (regular provisions for the year) .....	9,315,614.76	
Special Fund for Depreciation and Improvements .....	<u>10,000,000.00</u>	
		<u>24,774,389.47</u>
Balance of Net Earnings for the year .....		\$108,534,374.25
Deduct :		
Interest on U. S. Steel Corporation Bonds for the year .....	\$15,187,850.00	
Sinking Fund on U. S. Steel Corporation Bonds for the year .....	<u>3,040,000.00</u>	
		<u>18,227,850.00</u>
Balance .....		\$90,306,524.25
Dividends for the year on U. S. Steel Corporation Stocks, viz.:		
Preferred, 7 per cent .....	\$35,720,177.50	
Common, 4 per cent .....	<u>20,332,690.00</u>	
		<u>56,052,867.50</u>
Undivided Profits or Surplus for the year .....		<u>\$34,253,656.75</u>

US スチール社だけでなく、多くの初期の連結会計導入企業でも連結利益は配当可能利益として位置づけられていたことが筆者の調査で明らかとなっている<sup>5)</sup>。このようにUS スチール社をはじめとする初期の連結報告会社がいずれも連結利益をベースに配当可能利益計算をしているという歴史的事実は、連結利益の配当可能性を考える上で重要である。

連結利益からの配当がありえたのは、鉄道会社と同様の条件があるからであろう。特に、一般会社においても初期の連結財務諸表は、全株式所有ないしはそれに近い所有の子会社を連結範囲としており、持株会社は事実上、単一会社として想定され、子会社利益は親会社によって完全に支配されていたのである。したがってそうした会社では、親会社個別報告なしの連結単独表示タ

イプがその多くを占めていたのであり、それが株主あての営業報告書として扱われていたのである<sup>(6)</sup>。

### 3. 連結会計をめぐる論議の歴史の変遷

連結会計の生成・普及期の段階では当初から、連結利益を配当可能利益として扱う事例が存在したことは以上の通りである。そうした事例を反映して1900年代初頭から1930年代にかけて連結計算書の是非と子会社利益の認識をめぐる一定の論議が行われている。

そもそも連結会計という会計技法が生成する理論的出発点は、子会社投資をどう評価すべきかという評価論の問題からであった。R. G. Walkerによれば、歴史的に会社間投資の問題は、イギリスにおいては子会社株式の評価論として、アメリカにおいては連結会計論として論じられたとされる<sup>(7)</sup>。

イギリスでは、評価論の伝統をふまえて会社間投資、子会社投資問題を資産評価論の一環として位置付け、多様な論議が行われた。しかしアメリカでは、評価論の複雑な論議を回避すべく連結会計が発明、提唱されたのである<sup>(8)</sup>。連結計算書は会社間投資評価に対する代替的方法として理解された<sup>(9)</sup>。すなわち、連結会計と子会社株式評価とは会社間投資評価問題のコインの裏表の関係にあったのである。

1933、34年の証券取引法成立後は、連結計算書を企業集団の開示手段として限定的に位置づける議論が多くなるが、それ以前は個別計算書における子会社投資評価と連結計算書とが評価論の枠内で選択的に論議された。論点としては明示的ではないが、明らかに論者によっては連結利益は個別利益と同様に配当可能性を持つものとして扱われている。

A. L. Dickinsonは、US スチールの連結報告作成に関与したプライスウォーターハウス会計事務所のアメリカ所長であり、文献上、連結財務諸表の最初の提唱者である<sup>(10)</sup>。彼は連結計算書を他の様式の報告書の補足的計算書としてではなく、持株会社の主要計算書と考えていた。彼は個別計算書での原価基準・配当基準にもとづく収益認識では、持株会社における子会社投資の価値の変動（事例としては子会社損失）が反映されず、持株会社の状況の誤表示を招くとともに経営者の操作を許すことになると批判し、連結計算書の有効性を提起した。彼は、持株会社の個別計算書に代わって会社間投資評価の限界を越えるものとして連結計算書を提唱したのである<sup>(11)</sup>。そこでは事実上、連結利益が配当可能性をもつものとして想定されている。

1910年代までの論議では、イギリス流の資産評価論の影響の中で、子会社投資は原価基準評価が妥当とされ、持分法は批判された。しかし子会社投資の原価基準評価では持株会社の実態の誤表示が生じることから、連結計算書が原価基準評価の限界に対する代替物として少しずつ容認されていった。例えば、H. C. Freemanは、持分法が子会社の未分配利益計上によって不当に過大な配当金を支払う恐れのあることを論じ、原価にもとづく評価と配当にもとづく収益認識を提唱する一方で、原価法の限界を克服する手段として連結計算書の必要を主張した<sup>(12)</sup>。

1917年の連結納税導入を契機に連結財務諸表をめぐる論議は活発化し、1920年代、30年代には連結計算書の提唱とともに、持分法を支持する意見がいくつか現われた。H. A. Finneyは、連結計算書の作成技術について論じた最初の単行本『持株会社と子会社の連結計算書』の著者であるが、その中で連結計算書が持株会社の最善の報告書であることを論じる一方、子会社投資の評価法として原価法でなく持分法を次のように支持した<sup>(13)</sup>。「この実務は次のような理由から正当化される。2つの会社はかなり密接に関連しているので、子会社の利益は実質的にこの子会社を保有する持株会社の利益である」<sup>(14)</sup>。

またG. H. Newloveは著書『連結貸借対照表』の中で、原価法と実際価値法(持分法)を比較し、実際価値法を連結計算書に代替する内部報告用の有用な手法として評価した。すなわち「実際価値法は、持株会社のコントローラーが、連結貸借対照表を作成しないで、その企業の純財産に関する真実の写像をえることを可能にする」ものであると<sup>(15)</sup>。

Racine (1923)、Himmelblau (1934)、Mckinsey and Noble (1935)、Bell and Graham (1935)らも連結計算書とともに持分法を提唱した<sup>(16)</sup>。これらの論議は多分に厳密さを欠くものであったが、いずれも連結計算書の長所を強調することを主要な目的として、連結計算書と整合しうる個別計算書での持分法を支持したのである。1930年代までにはアメリカの会計学文献の多くは、連結計算書を主要な計算書として記述しつつ、未分配利益ないし損失を反映するための子会社投資の規則的修正について触れているのである<sup>(17)</sup>。

こうした連結計算書の正当化の根拠を個別計算書における持分法との整合性に求める論理は、連結利益を実態開示の指標としてではなく、個別利益に代替しうる配当可能な利益として認識していることを示すものである。

しかし、こうした論議は、1929年恐慌とそれを契機とする証券市場規制の制度化によって1つの終止符が打たれる。連結利益剰余金は、2つの要素である子会社取得日における子会社(および親会社)利益剰余金と取得日以後に子会社(および親会社)が稼得した利益から成り立っているが、そのうちの1つの要素である子会社取得日の子会社利益剰余金について、それを連結利益剰余金の構成に加えてはならないことが1932年のアメリカ会計士協会(AIA)の証券取引所協力特別委員会によって勧告された。勧告は、「取得前から発生していた子会社の利益剰余金は、連結剰余金を構成しない、さらにまた、そのような剰余金から宣言された配当も、適切に親会社の所得勘定に貸方記帳することはできない」として連結剰余金からの配当を明確に否定したのである<sup>(18)</sup>。

アメリカの連結会計の発展過程において、1933年、34年の証券取引法での連結財務諸表の制度化は重要な画期をなすが、その際に連結会計生成以来の実務慣行が必ずしも制度として蒸留されたわけではない。1929年大恐慌で崩壊した証券市場の改革の一環として作られた証券取引規制の枠組においては、連結財務諸表を制度として義務付ける一方で、連結会計のそれまでの実務に対する見直しやその理論的検討が行われることとなった。

取得時の子会社利益の連結剰余金への継承の禁止勧告もその一環である。連結財務諸表の位置

づけをめぐっても、それまでの連結報告を主要財務諸表とする形態ではなく親会社個別財務諸表の補足表とすべきであるという提起が、SECと2つの全国的な会計士団体AIAおよびASPA（アメリカ公会計士協会）との合同委員会によって行われた<sup>(19)</sup>。連結財務諸表制度化に際しての論議はこれまでの実務の傾向とは異なる方向へ進んでいったのである。

しかし、それではそうした論議を前提に、SECが連結報告に関する規則や会計連続通課で厳格なルールを提起したかといえば、必ずしもそうとはいえない。1937年の連結報告に関する会計連続通課第3号を見ても、連結計算書の作成技術が説明の中心であって連結報告の位置づけや連結範囲等について何ら規定しているわけではない<sup>(20)</sup>。1940年に設定されたSECのレギュレーションS-Xでは、連結計算書が持株会社個別財務諸表と非連結子会社個別財務諸表とともに提供されるべきであるという規定が定められたが、これは連結計算書が補足表であることを意味するわけではなかった。すなわちどちらが主要な計算書であるかという規定を欠いていたのである<sup>(21)</sup>。

その結果、1940年以降のSECの規制においては再び連結計算書を主要計算書とみなすこととなった。1917年の超過利潤税において導入され、1934年には一時中断されていた連結納税が同じく1940年の歳入法改正において復活するのはこの動きと関連している。

連結利益基準の配当がこの時期に行われていたかどうかについては十分な確証もないが、この頃に、連結財務諸表を配当算定の基準としうるか否かの重要な裁判が行われ、大きな論議を巻き起こしたことは確かである。1942年判決のCintas v. American Car & Foundry Co. 事件、1949年判決のDohme v. Pacific Coast Co. 事件がそれである<sup>(22)</sup>。いずれも優先株主によって提起された配当計算に関する裁判であるが、前者は連結基準の配当を否定し、後者は連結基準の配当を認めるものとなった<sup>(23)</sup>。そうした裁判が問題となるのは、連結基準の配当事例が実務の中に一定程度存在していたことを傍証するものである。

こうした連結利益の配当可能性をめぐる論議は一定の実務の存在を背景に、アメリカにおいては連結会計の生成当初から一貫して続けられてきたと考えられる。こうした問題はやがて州会社法上の配当規制に重大な影響を及ぼすことになる。すなわち州会社法における連結財務諸表ベースでの配当計算の容認である。そうした規定は、現在のところペンシルヴァニア会社法とカリフォルニア会社法において実現している<sup>(24)</sup>。

ペンシルヴァニア会社法は、1963年改正において歴史上はじめて部分的に連結ベースでの配当を認めた。すなわち、親会社の個別財務諸表上利益剰余金がないか、もしくはなくなることを前提とした場合、連結財務諸表上の連結剰余金を配当可能限度額として例外的に親会社資本剰余金からの配当を認めたのである。限定的な条件の下であったが、連結財務諸表を単なる開示だけでなく配当規制の基準とした点で重大な意義を有する改正であった。

さらに画期的な規定を備えたのは、1977年のカリフォルニア会社法であった。そこでは配当利益の算定基準として連結財務諸表によることが定められ、かつその連結財務諸表の作成基準としてGAAP（一般に認められた会計原則）がはじめて会社法上の規範として法体系に取り入れられた。すなわち部分的、例外的ではなくGAAPにもとづいて作成される連結財務諸表が配当可能利

益計算の全面的な基準として認められたのである。ここに連結利益の配当可能性が慣行としてだけでなく、はじめて制度として実現したといえる。

以上、アメリカにおける連結利益の配当可能性の歴史を概括してきたが、すでに述べたように、アメリカにおいては連結会計生成以来、常に連結利益に基づく配当が実務として存在するとともに、その可否をめぐる論議が行われてきたことが明らかとなった。何故アメリカにおいて、そうした問題が存在し続け、制度化にまでいたったのかの解明は充分ではないが、州ごとに会社法の異なるアメリカの連邦国家構造が恒常的に法実体と経済実体との分裂・矛盾を生み出すことへの1つの解決形態であったことは確かである。

こうした歴史的経過にはアメリカの独自性が相当程度絡んでいるが、しかしそこから連結利益の配当可能性をめぐる普遍的な要件と構造を導き出すことが重要となっている。

#### 4. 連結利益の配当可能性

それでは次に、連結利益が配当可能性を備えるための要件とその計算規定についてみてみよう。

連結利益が配当可能性を備える上で満たすべき要件は、第1に当然のことながら個別財務諸表中心の財務報告体系ではなくて、連結財務諸表中心の財務報告体系が確立されていなければならないという点である。連結中心に企業評価が行われる条件と環境が整備されていなければ、連結利益をベースに配当可能利益を計算することの合意を形成することはできない。連結財務諸表を主要計算書とし、親会社・子会社の個別財務諸表を補足計算書とする体系の中ではじめて連結利益の配当可能性が問題とされることになる。

要件の第2は、配当可能限度額と配当原資の2つの要素が適恰に設定されねばならないという点である。連結利益の配当可能性を考察する場合、会社法の配当規制の枠組みの中での法的形式と経済実質との調整を必要とする。配当可能利益の限度額の計算が個別ベースから連結ベースへと拡張されるだけでは配当は現実化しない。配当可能利益の範囲の確定を配当可能限度額とすれば、そうした配当を実現するための配当原資が必要となる。会社法が個別の法人格を無視できない以上、配当可能限度額が連結ベースにまで拡張されたとしても、配当を行う主体は親会社である。子会社の利益も子会社における利益処分と配当宣言なしには親会社へ移転されるわけではない。連結会計中心の報告書体系が確立し、そこでの経済実体にもとづく計算と開示が会計学的に根拠づけられたとしても、会社法レベルの法実体の認識とは抵触せざるをえない。経済実質にもとづく連結利益を配当可能利益とするためには、それに対応して親会社における配当原資問題が解決されねばならないのである<sup>(25)</sup>。

要件の第3は、連結利益の配当計算において結合企業をめぐる利害関係者の利害が適切に調整されねばならないという点である。その場合、結合企業における親会社株主、親会社債権者、子会社債権者、子会社少数株主の利害が考慮されねばならない。配当可能限度額と配当原資の設定

いかんでは、いずれかの利害関係者に対してそれが有利ないしは不利に作用することが想定される。その影響は、企業集団形成政策、子会社政策にまで及ぶと考えられる。連結会計の利益分配機能が結合企業における利害調整の機能を有効に持ちうるか否かが問題となるのである<sup>(26)</sup>。

そうした要件を念頭において、ペンシルヴァニア会社法とカリフォルニア会社法を素材にして配当計算規定を検討してみよう。

まずペンシルヴァニア会社法の構造であるが、その該当条項である第702条A項4号の規定は次のように述べている。

「もし、アメリカ合衆国のある州、準州、または属領の法にもとづいて設立された法人が配当の時点で、利益剰余金を有しないか、当該配当の結果、利益剰余金を有しなくなる場合には、当該法人とその過半数所有子会社の未処分、無拘束、無制約の連結利益剰余金の正味合計額の範囲内で、当該法人の無拘束の資本剰余金から現金もしくは現物での配当を宣言し、支払うことができるものとする」。

この規定によれば、親会社が配当時または配当後に親会社個別財務諸表において利益剰余金を有しない場合にかぎり、例外的に連結利益剰余金の範囲内で親会社の資本剰余金から配当を宣言し支払うことができるとされる。すなわち、親会社に利益剰余金がある通常の場合は、親会社個別財務諸表をベースとしつつ配当がなされ、親会社に利益がない場合には、配当可能限度額を連結利益剰余金の枠内に設定し、配当原資を親会社資本剰余金として配当することができるのである。その際、子会社の利益剰余金のうちの親会社持分相当額は修正簿価法（持分法）によって親会社の資本剰余金として記録されるので、この配当原資は事実上、連結利益剰余金と一致することになる。したがってペンシルヴァニア会社法は、例外的、限定的な条件の下で連結ベースによる配当を認めるものということができるのである。

他方、カリフォルニア会社法の構造は、ペンシルヴァニア会社法が例外的に連結ベースによる配当を認めたことと比較して、原則的に全面的な連結ベースでの配当計算を認めるものとなっている。カリフォルニア会社法は1977年の改正においてその114条で次のように規定している。

「別段の定めのある場合を除き、本法にいう財務諸表とは、会社がその子会社を持っている場合には、当該会社の連結財務諸表およびその時に適用しうる一般に認められた会計原則のもとで、その連結財務諸表に含めることが要求もしくは許容される当該子会社の財務諸表を意味し、かつ本法でいう会計項目とは、そのような連結財務諸表に従い連結基準で決定される項目をいう」。

すなわちこの規定によれば、カリフォルニア会社法は、GAAP（一般に認められた会計原則）に準拠した連結方法を前提とした連結ベースでの配当可能利益の計算を義務づけたのである。配当計算の根拠を個別ベースから連結ベースへ全面的に移行させたという点で、カリフォルニア会社法は画期的であった。しかし連結ベースとはいえ、カリフォルニア会社法においては原理的には連結利益がそのまま配当されるという構造にはなっていないことに注意すべきであろう。連結ベースはあくまでも配当可能限度額の設定を意味しているにすぎない。配当原資に関しては、ペ

ンシルヴァニア会社法が親会社の資本剰余金を媒介として事実上、連結利益剰余金を配当可能としたことと比較して、カリフォルニア会社法はあくまでも親会社個別財務諸表の利益剰余金を配当原資のベースとする構造になっている。すなわち連結利益を配当可能限度額設定のベースとしつつ、配当原資は親会社個別の利益に求めるという仕組みである。

以上のことから2つの会社法は共に連結を配当可能利益計算のベースとしつつ、結果として異なった配当構造を有するものとなっている。具体的なケースで検討して見よう（ケースは、親会社間、子会社間に相殺すべき内部利益のない簡単な設例である）。

表 3

	親会社利益	A子会社利益 親会社持分 (100%所有)	B子会社利益 親会社持分 (60%所有)	連結利益
ケース 1	100	-20	-10	70
ケース 2	-30	60	40	70

表 4

	ケース 1			ケース 2		
	配当限度額	配当原資	配当可能利益	配当限度額	配当原資	配当可能利益
類型 A	100	100	100	70	70	70
類型 B	70	100	70	70	-30	-30
類型 C	70	70	70	70	70	70
類型 D	70	80	70	70	30	30

類型 A は、ペンシルヴァニア会社法の規定にしたがった類型である。ケース 1 のように親会社に利益が有る場合には、連結とは無関係に親会社個別をベースに配当がなされる。しかしケース 2 のように親会社に利益が無い場合には、連結利益を配当可能限度額としつつ、子会社利益を持分法処理で親会社の資本剰余金に記録しそれを充当をして配当原資を -30 でなく 70 とすることによって例外的に連結ベースでの配当を可能とするのである。結果として類型 A は、親会社の個別利益と連結利益のうち大きい方を配当可能利益とする類型になっている。

類型 B は、カリフォルニア会社法の規定にもとづく類型である。ケース 1 の場合もケース 2 の場合も、いずれも連結ベースで配当可能限度額が設定される。しかし配当原資は親会社個別ベースとなるので、ケース 1 は配当原資 100 があっても連結利益 70 が配当可能限度額の上限となることから配当可能利益は 70 となり、ケース 2 はそもそも配当原資がないことから配当可能利益は -30 となる。結果として類型 B は、親会社の個別利益と連結利益の少ない方を配当可能利益とする類型となっている。

以上のケースから、ペンシルヴァニア会社法とカリフォルニア会社法には結果として非常に異

なった配当構造が含意されていることが明瞭となる。類型 A は、親会社株主は子会社の利益を享受する反面、子会社の損失については全く負担しない構造となっている。親会社株主には有利な反面、親会社債権者にとっても、子会社債権者、子会社少数株主にとっても類型 A は不利な構造である。類型 B は、逆に親会社株主は子会社の損失を負担する反面、子会社の利益については享受する構造にはなっていない。それは親会社債権者にとって有利であると同時に、子会社利益が侵食されないという意味で、子会社債権者や子会社少数株主にも有利な構造である。

これらの点から、類型 A は親会社株主保護につながる安定配当創出的な配当計算規定であり、類型 B は配当可能利益を限定する形で親会社の債権者保護を意図する保守主義的配当計算規定であるといえるのである<sup>(27)</sup>。こうした規定は、利益操作につながる結合企業における利益分配機能の歪みを何ら是正するものではない<sup>(28)</sup>。

それでは次に類型 C のような連結利益をそのまま直接、配当可能利益とするような場合は想定できないであろうか。会社法のレベルで連結利益の配当可能性を考察する場合、すでに見たように、つねに配当可能限度額と配当原資という2つの条件が問題となる。会社法が個別の法人格を無視できない以上、経済的実体と法的実体との関係を配当計算においても2つの条件によって調整せざるをえないからである。とすれば、類型 C の場合の連結利益配当を可能にするような親会社の配当原資の調達はどのようにすれば可能となるであろうか。

それは、親会社の個別財務諸表における持分法の導入によって果たされうる<sup>(29)</sup>。個別財務諸表での持分法の採用によって、個別利益と連結利益は一致することになる。持分法が連結と同じ効果をもたらすものである以上、極めて当然の結論である。

Cintas v. Amerikan Car & Foundry Co. 事件の裁判における会計学者の宣誓供述書の中では、子会社の利益を親会社の配当可能利益に含めることの適否を判断する要件として、親会社が個別ベースで持分法を採用していなければならないということが論述された<sup>(30)</sup>。親会社の持分法採用が認められ個別ベースでの連結利益相当額が配当可能性を有する場合に、連結利益の配当可能性も認められるということである。ここでは連結利益の配当可能性は、個別ベースでの持分法採用の適否という論点となっているのである。

GAAP の流れを大きく変え個別ベースでの持分法採用を認めたのは、1971 年の APB 意見書第 18 号であった<sup>(31)</sup>。同意見書は、持分法の適用を連結ベースだけでなく個別ベースにまで拡大し、親会社の個別財務諸表を株主に公表する場合には、個別ベースでの子会社投資勘定の持分法処理を義務づける画期的なものであった。したがって類型 C は、APB 意見書第 18 号の下で実際に成立する配当計算規定のモデルといえる。

カリフォルニア会社法の場合も、会社法の規定に即せば類型 B となるが、GAAP に準拠して APB 意見書第 18 号で提起された親会社個別財務諸表での持分法採用を適用すれば、カリフォルニア会社法は実際には類型 C のパターンとなるのである<sup>(32)</sup>。

類型 C においては、親会社株主は自己の持分割合に応じて、子会社の利益にも損失にも等しく関与しうのような、親会社株主、親会社債権者双方にとって利害中立的な配当計算規定が成り

立っている。その点では類型 A、類型 B と比較して、理論的に首肯しうる配当計算規定であると言える。そこでは連結利益と個別利益が持分法を媒介として基本的に一致することが前提とされている。

しかし、子会社債権者や子会社少数株主にとっては類型 C はどうであろうか。親会社の観点から子会社利益を子会社における利害調整なしに支配するとすれば、子会社債権者や子会社少数株主にとっては不利な類型となる。法的に見れば、子会社のいまだ利益処分がなされていない利益を、持分法による抽象的な持分額で親会社株主にすべて配当することが可能か否かという問題である。

連結会計のレベルでは、経済実質的には親子会社は一体であり、親会社は子会社の配当政策を支配できる立場にあって、子会社の利益も事実上、意のままに吸い上げることができると想定されているが、法のレベルではそうした関係は法人格否認の法理によってしか認識されない。子会社において配当宣言がなされなければ親会社へ利益を移転できない以上、どの子会社の利益もすべて操作可能とする想定は現実とは相入れないのである。完全所有子会社の場合は別として、所有割合の低い相対的に自律した子会社の場合はそこに存在する子会社債権者と子会社少数株主の利害を無視して親会社が利益を支配することは妥当ではない。

こうした問題を解決するためには、類型 D のようなモデルを想定することが可能と考える<sup>(33)</sup>。

類型 D は、配当可能限度額を連結ベースで設定しつつ、配当原資を子会社全体ではなく、子会社の中でも親会社との一体性の強い完全所有子会社ないしそれに近い所有の子会社を対象として持分法を適用することによって求めたものである。ケース 1 の場合は、100% 所有の A 子会社に対する持分法の適用によって親会社個別の利益は 80 ( $100 - 20$ ) となり、それが配当原資となる事例である。ケース 2 の場合も、同じく A 子会社のみを対象に持分法を適用することによって配当原資として 30 ( $-30 + 60$ ) を得る事例である。配当利益はそれぞれ、70、30 となって、類型 C と類型 A、B の中間のような結果をもたらしている。

類型 D の特徴は、類型 C をモデルとしつつ、親会社個別財務諸表における持分法の適用対象となる子会社を限定した点である。その理由は、子会社利益の完全な支配を可能とする根拠を通常の連結会計の持株比率でなく、それ以上に大きな所有比率に求めたからである。類型 D で具体的にそれを完全所有子会社かそれに近い所有割合の子会社として想定したのは、法的なレベルの法人格否認の法理との整合性が重要と考えたからである。アメリカの連結納税の範囲が持株比率 80% 以上の子会社となっているが、一体性の強さを示す 1 つの量的判断として、この 80% という所有割合を想定することもありえよう。歴史的に見ても、アメリカの連結利益の配当が行われていたのは、連結企業集団がほとんど完全所有の子会社から構成されていたからであった。

類型 D は、類型 C の理論的な有効性を保持しつつ、法的思考とも調整可能な連結ベースでの配当計算規定であると考えられる。また類型 D は、親会社株主、親会社債権者、子会社債権者、子会社少数株主のいずれにとっても中立的な計算構造になっているのである。

以上のように連結利益が配当可能性を有する場合に、いくつかの類型が存在することが明らか

となった。いずれの類型が妥当であるかは、会社法の配当規制の目的とタイプによって評価の異なるところである。そうした法的文脈を捨象した本稿の検討では、連結利益と個別利益を持分法を媒介として一致させることによって連結利益の配当を可能にする類型C、ないしは、その弱点である子会社債権者、子会社少数株主の利害をめぐる軋轢の解決をめざした類型Cのヴァリエーションである類型Dが、連結計算書が利益分配機能を担いうる場合の理論的モデルたりうることを論証した。そうした検討結果は、本稿前段で概括したアメリカの歴史的経験とも整合しうるものと考えられる。

## 5. おわりに

冒頭に問題設定したように、連結会計の意義と目的を貫徹しようとするれば、連結会計を開示の手段としてだけでなく、利益分配の手段として用いることの吟味が必要となる。本稿での検討でも、法的思考との調整をはかりつつ経済的実質に立脚すれば、連結計算書の利益分配機能を含む連結中心の体制が一定の可能性を持ちうることが明らかになった。

ネットワーク組織論や分社化戦略にもとづく企業集団化が一層、進展しようとしている今日の経済状況においては、個別中心の体制は開示手段としても計算手段としても十全な機能を果たし得ないと考えられる。個別中心のパラダイムの転換が経済的リアリズムからは要請されているのである。連結計算書を開示手段にとどめているのは、当事者間の利害調整に関する法的思考の枠組みの強固さや連結特有の技術的複雑さや曖昧さによるものであろう。しかしそうした問題は解決可能であり、それによって連結財務諸表の能力を高めることは可能である。企業集団の経済的実質をとらえそれを社会のコントロール下に置くには、連結中心の体制を構築することが重要である。連結会計を配当可能利益の計算手段として位置づけ、連結利益の配当可能性を追求することはそうした体制構築の不可欠の要素である。連結中心の体制が様々なレベルで要請されるとすれば、そこでの開示規制と配当規制をめぐる複雑な問題を理論的にも制度的にもさらに本格的に検討しなければならないであろう。本稿は、その一端を問題提起したものである。

### 注

- (1) 連結財務諸表と配当可能利益との関係を論じた主要な論稿として次のものがある。伊藤邦雄「連結財務諸表と配当可能利益」『会計』第121巻第4号、1982年4月、清水忠之「連結財務諸表の法的規制——開示規制と配当規制」『上智法学論集』第26巻第3号、1983年3月、岸田雅雄『結合企業会計の法的規制』有斐閣、1984年、醍醐聡「連結財務諸表による配当規制の限界と不合理性」『会計』第130巻第5号、1987年11月。
- (2) 小栗崇資(1983)「アメリカにおける連結会計の生成に関する史的考察」『明治大学大学院紀要』第21集、1983年、同(1984)「アメリカ鉄道業における初期連結財務諸表についての一考察」『明治大学大学院紀要』第22集、1984年、同(1988)「連結財務諸表生成の史的考察——アメリカ鉄道業における事例研究(1)(2)」『会計』第134巻第2号、第3号、1988年8月、9月。
- (3) 小栗崇資(1994)「連結利益の配当可能性をめぐる史的考察」『産業経理』第54巻第2号、1994年7月。
- (4) 一般産業会社の連結会計の発達史とその特徴については、高須教夫『アメリカ連結会計論』森山書店、

- 1992年、同「アメリカにおける連結財務諸表公表実務」中野常男・高須教夫・山地英俊『アメリカ現代会計成立史』神戸大学経営研究所、1993年参照。
- (5) 小栗崇資(1994), 前掲論文, 69-70 ページ。
  - (6) 「持株会社は多くの利点を有していたために用いられたに過ぎず、企業合併と同一の思考をもって展開されたものであり、当該企業集団は——実質的には法実体に準じた準法的実体をなすのである。すなわち、持株会社は便法に過ぎず、持株会社によって作成された連結財務諸表は——持株会社の個別財務諸表としての性格を有し、したがって、かかる持株会社の財政状態および経営成績を表示するものであると考えられうる。そして、このことはこの時期に連結財務諸表を公表した企業が一般に親会社の個別財務諸表を公表しなかったことから明らかとなる」(高須教夫『アメリカ連結会計論』9ページ)。
  - (7) Walker, R. G., *Consolidated Statements : A History and Analysis*, 1978, Arno Press, pp. 113-119, p. 201.
  - (8) *Ibid.*, pp. 153-154.
  - (9) *Ibid.*, p. 193.
  - (10) Dickinson, A. L., "The Profits of A Corporation", *Official Record of The Congress of Accountants*, 1904.
  - (11) Walker, *op. cit.*, pp. 148-152.
  - (12) Freeman, H. C., "The Statement of Accounts of Holding Companies", *The Journal of Accountancy*, Sept. 1914.
  - (13) Finney, H. A., *Consolidated Statements for Holding Company and Subsidiaries*, Prentice-Hall Inc., 1922.
  - (14) *Ibid.*, p. 42.
  - (15) Newlove, G. H., *Consolidated Balance Sheets*, Ronald Press Company, 1926. p. 31.
  - (16) Racine, S., *Accounting Principles*, The Western Institute of Accountancy, Commerce and Finance, 3rd ed., 1923. Himmelblau, D., *Principles of Accounting*, Ronald Press Company, 1934. McKinsey, J. O. and Noble, H. S., *Accounting Principles*, South-Western Publishing Company, 1935. Bell, S. and Graham, W. J., *Theory and Practice of Accounting*, American Technical Society, 1937.
  - (17) Walker, *op. cit.*, p. 199.
  - (18) 岸田, 前掲書, 99 ページ。
  - (19) Walker, *op. cit.*, pp. 237-238.
  - (20) *Ibid.*, pp. 243-244.
  - (21) *Ibid.*, pp. 254-255.
  - (22) 岸田, 前掲書, 100-104 ページ。
  - (23) 131 N. J. Eq. 419, 25 A. 2d 418 (1942). 5 N. J. Super, 477, 68 A. 2d 490 (1949).
  - (24) 岸田, 前掲書, 106-113 ページ, 伊藤, 前掲論文, 79-89 ページ, 清水, 前掲論文, 180-187 ページ。
  - (25) 清水, 前掲論文, 171-172 ページ。
  - (26) 同上論文, 195 ページ。
  - (27) 同上論文, 194-195 ページ。
  - (28) 醍醐, 前掲論文, 61-67 ページ。
  - (29) 伊藤, 前掲論文, 84-91 ページ。
  - (30) "Summary of Accounting Affidavits Filed on Behalf of the Company", *Journal of Accountancy*, Vol. 74 (October 1942), pp. 380-383.

- ③1) AICPA, APB Opinion No. 18, "The Equity Method of Accounting for Investments in Common Stock", 1971.
- ③2) 伊藤, 前掲論文, 88-90 ページ。
- ③3) 類型Cの弱点が子会社の配当性向を事実上100%と想定する持分法にあることから, 醍醐教授はそうした持分法は現実的でないとして, 配当性向を全産業平均に設定した標準配当性向基準持分法を提案されている(醍醐聡『日本の企業会計』東京大学出版会, 1990年, 154-159ページ)。そうしたタイプの持分法は類型Cの弱点をカバーする1つの方法であると考えられるが, 標準配当性向を定めることに困難性・複雑性があるということと, 所有割合の違いによる子会社間の配当政策の相違が反映されないこと等の問題点が依然として存在することから, 本稿では持分法の適用対象を所有割合の高い子会社に限定する方法を設定した。この方法では, 適用対象から除外された子会社における利益に対する親会社支配の問題が逆に未解決となるが, 実施の簡単なことと, 法的思考とも調整可能となる点に実現可能性があると考ええる。